

2024年4月30日

ご需要家各位

日酸TANAKA株式会社
産業機器事業部 長野工場
工場長 小林 博

弊社PCB使用製品の判別と取扱いについて

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社製品に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、1972年度に終売(廃番)となった自動ガス切断機「KT5型」に使用されている「コンデンサ」において「高濃度PCB」が使用されていることが、調査・分析の結果判明いたしました。

環境省からは、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理に関する法令(PCB特別措置法等)が公示されており、PCB含有の汚染廃電気機器等は、原則移動禁止で処分期限も定められています。

下表の製品に使用しているコンデンサは、生産していたメーカーが既に廃業しているため、微・低・高濃度を問わずPCB含有コンデンサの型式が特定できない状況にあり、終売時期からの経年数を踏まえ、直ちにご使用を中止し、誠に恐縮ではございますが、お客様にて発見された地域の都道府県へのPCB廃棄物の保管及び処分状況等の届け出と「中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)」での廃棄処理を進めていただきたく、お願い申し上げます。

2002年7月に再販売開始した「KT-5NX」には、PCB含有の汚染廃電気機器等は未使用なので、こちらへのお買い替えをご推奨させていただきます。

最後になりますが、引き続き弊社製品へのご愛顧をいただければ幸甚でございます。

敬具

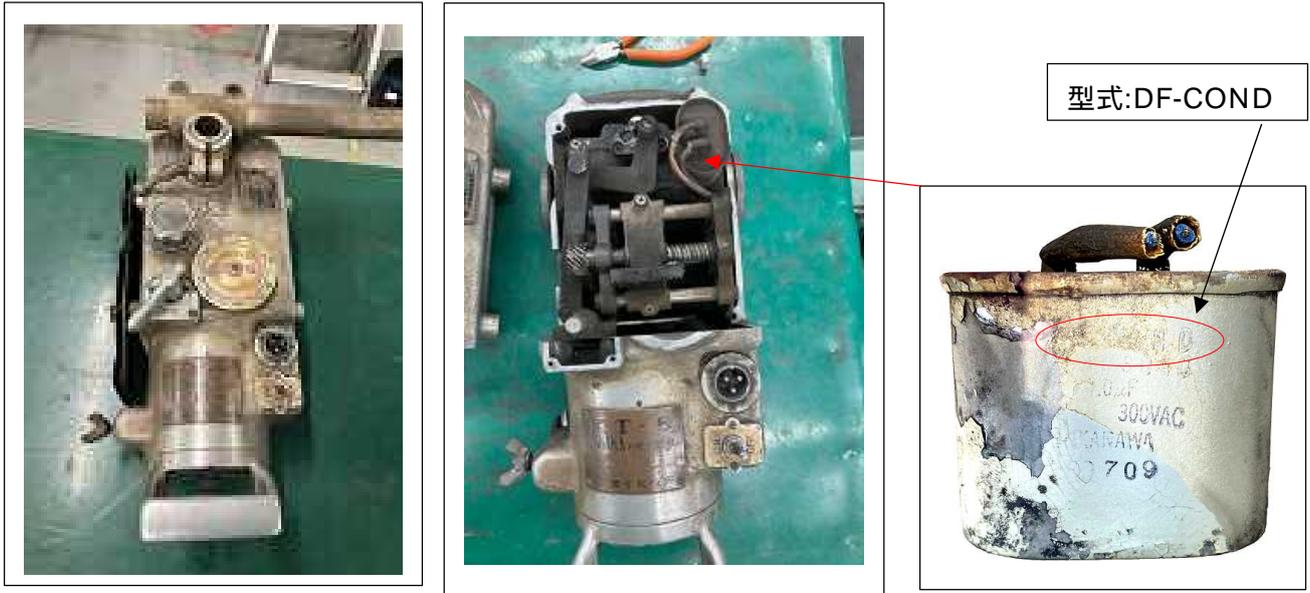
記

1. PCB含有が懸念されるコンデンサの使用が認められる製品

品名	コンデンサ頭番	濃度	廃番時期
KT-5	DF-CONDXXXXX	高濃度の可能性有	~1972年度まで
KT-5N	DF-CONDXXXXX	高濃度の可能性有	~1989年度まで
KT-5NX	MP,PF,CP,CPP-COND	低濃度の可能性有	~1993年度まで

2002年7月以降生産のKT-5NX及びKT-5N 含むその他のシリーズには、PCB含有の汚染廃電気機器等は未使用です。

2. 銘板記載事項による判別



3. 保管方法（処分までの）

PCB 廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法施行規則に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管する必要があります。

4. 行政への報告

発見された地域の都道府県に PCB 廃棄物の保管及び処分状況等の届け出をお願い致します。参考サイトとして、東京都環境局”PCB に関する届け出”をご確認ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/aboutpcb/waste_disposal_pcb_report_list/

5. PCB 廃棄物の処理方法について

PCB 廃棄物の処理委託については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に処理申込み・登録を行ってください。詳細は、インターネットにて JESCO を検索頂き、ウェブサイトにてご確認ください。 <http://www.jesconet.co.jp/>

6. PCB を使用していない製品

各自治体のルールに従い、廃棄物として処理してください。産業廃棄物はマニフェスト管理関連サイト

環境省 <https://www.env.go.jp/recycle/poly/>

環境省 ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト <http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

環境省 低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト <http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>

ご不明な場合のお問い合わせ先：

日酸 TANAKA 株式会社 産業機器事業部 サポート G(026-272-6964) 波田野、阿部

以上